

冬期歩掛補正について

冬期補正については、次のとおり運用する。

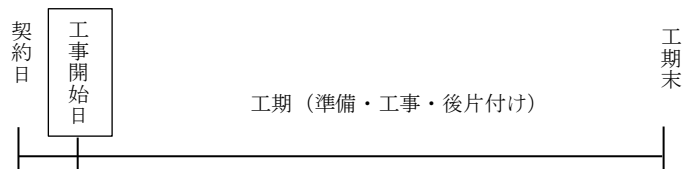
1. 適用工事

冬期歩掛補正の対象工事は、工事開始日^{※1}を10月1日以降とする工事とし、翌年3月31日までに完成する工事とする。但し、下記に該当する工事は適用しない。

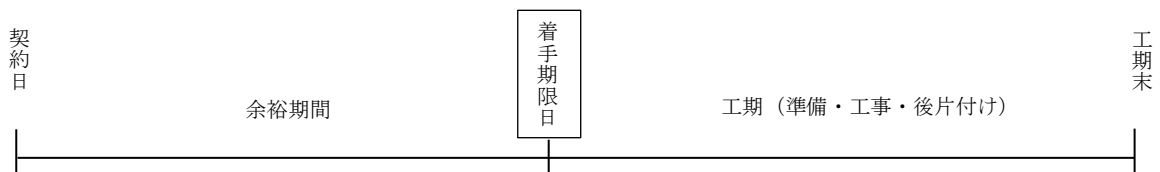
- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (4) 建築工事
- (5) 国債及び県債工事
- (6) 測量設計業務
- (7) (1)～(4)の比率の大きな工事
- (8) 10月31日までに完成する工事
- (9) その他、冬期条件による損失が認められない工事

※1「工事開始日」とは、設計図書における工期の始期日（余裕期間を設定する工事にあっては着手期限日）をいう。

【通常の工事】



【余裕期間設定工事】



2. 歩掛補正

歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。なお、冬期補正率は次表による。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} * (1 + \text{冬期補正率})$$

冬期補正率

(単位：%)

工事開始日の月 工期末の月	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
11月	—	0	0					
12月	—	3	5	9				
1月	—	5	6	9	9			
2月	—	5	7	9	9	8		
3月	—	5	6	7	6	5	2	

3. 補正上の留意点

- (1) 本基準の補正率により積算することが著しく不相当と認められる場合は、農村整備課担当 G と協議し決定すること。
- (2) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率により行うものとする。ただし、当初発注の率により積算することが著しく不適切な場合については、農村整備課担当 G と協議し決定すること。
- (3) 補正後の労務単価は、円未満切捨て、円止まりとする。
- (4) 運転手（特殊・一般）、助手は、補正対象としないものとする。
- (5) 工期の設定にあたっては、その妥当性を十分検討すること。
- (6) 冬期補正を適用している工事を翌年度へ繰越した場合の取扱いは、平成 18 年 1 月 24 日付事務連絡各地方農林水産事務所技術管理委員あて農村整備課長通知「繰越し工事における冬期補正の取り扱いについて」により、受注者の理解を得たうえで、繰越した分は冬期補正を適用しないこととしているので留意されたい。